

(予定価格の事後公表への移行)

予定価格の事後公表のみが、平成19年度に都道府県の7団体(14.9%)であったが、平成20年度以降、2団体(4.3%)(北海道・岡山県)が事後公表に移行。

都道府県の8団体(17.0%)(福島県・千葉県・山梨県・和歌山県・高知県・佐賀県・宮崎県・鹿児島県)が、平成20年度以降、事前公表のみから事前公表と事後公表の併用に移行。

予定価格の事後公表を一部でも実施しているのは、都道府県の20団体(42.6%)、政令市の5団体(29.4%)。

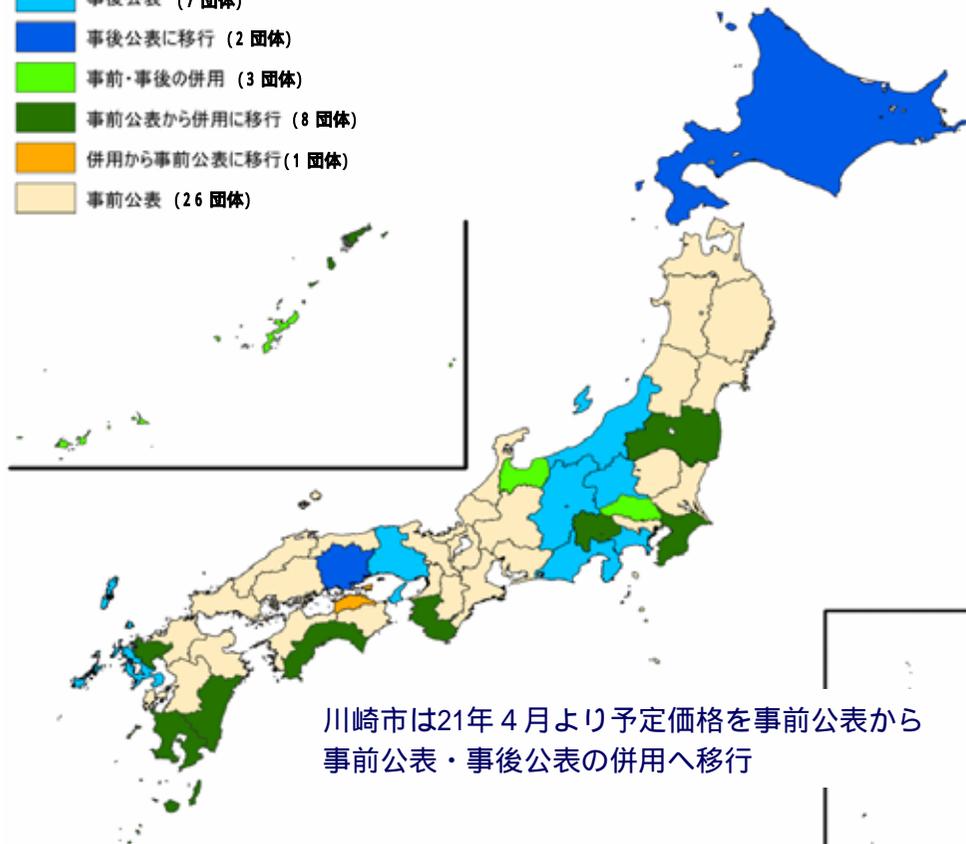
(低入札価格調査基準価格の事後公表への移行)

調査基準価格の事後公表を平成19年度に都道府県の32団体(68.1%)、政令市の10団体(62.5%)で実施していたが、平成20年度以降、都道府県の3団体(6.4%)(和歌山県・鳥取県・高知県)、政令市の4団体(23.5%)(仙台市・さいたま市・新潟市・堺市)が事後公表に移行。

(最低制限価格の事後公表への移行)

最低制限価格の事後公表を平成19年度に都道府県の26団体(63.4%)、政令市の9団体(60.0%)で実施していたが、平成20年度以降、都道府県の6団体(14.6%)(愛知県・兵庫県・和歌山県・鳥取県・高知県・佐賀県)、政令市の4団体(23.5%)(仙台市・さいたま市・名古屋市・堺市)が事後公表に移行。

予定価格の事後公表移行状況について



最低制限価格の事後公表移行状況について

